

福井県公共事業環境配慮ガイドライン

平成17年3月

福井県

平成13年3月 制定

平成17年3月 改定

福井県公共事業環境配慮ガイドライン

第1. 目的

公共事業に伴う土地の改変や工作物等の建設は、環境に負荷を与え、人間の健康、自然環境、周辺的生活環境等へ大きな影響を及ぼすおそれがあり、これらは一度破壊されると復元が困難である。そのため、その計画・設計および工事施工にあたり十分な環境への配慮を行う必要がある。

本ガイドラインは、「環境と調和した社会づくり」のための県における

率先行動として、県が行う公共事業について、自主的な環境配慮を行うた

めの所要の事項を定めたものであり、事業に係る環境への配慮が十分にな

されることを目的とする。

第2. 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

1 環境配慮措置

環境への負荷を低減する措置および快適な環境を保全・創造する措置をいう。

2 対象事業

県が事業主体となる公共事業で、別表に掲げる事業をいう。

第3. 実施事項

1 計画設計段階における実施事項

(1) 別表1の事業を計画・実施する部局等の長（以下「事業部局等の長」という。）は、対象事業について、環境調書を作成し、環境配慮型公共工事検討委員会に提出するものとする。

(2) 前号に規定する環境調書の作成時期は、事業計画の決定の前であつて、環境配慮の内容が適正に定められる時期とする。

(3) 事業部局等の長は、前号に定める環境調書の提出時点で、対象事業の特性等により一部環境配慮措置が明らかでない場合には、当該措置

が明らかになった時点で、その項目についての環境調書を作成し、環境配慮型公共工事検討委員会に提出するものとする。

- (4) 事業部局等の長は、環境調書の作成において、原則として学識経験者や地域住民等に意見を聴くものとする。
- (5) 環境配慮型公共工事検討委員会は環境調書の提出を受けたときは、事業部局等の長に対し、環境配慮の見地から意見を述べるものとする。
- (6) 事業部局等の長は、環境調書に記載されているところにより、環境配慮型公共工事検討委員会の意見を尊重して、すみやかに環境配慮措置を決定し、環境配慮型公共工事検討委員会に報告するとともに、決定された環境配慮措置事項を遵守し事業を執行するものとする。

2 施工段階における実施事項

- (1) 別表2の工事の施工に際し、発注者は施工段階で発生する環境配慮事項について、特記仕様書において環境配慮措置を明記するものとする。
- (2) 監督職員は、前号で明記された特記仕様書の内容について請負者から提出される施工計画書にて把握し、適宜臨場により環境配慮措置の実施状況の把握を行うものとする。また、必要により適正な施工が行われるよう請負者に指示または協議等を行うものとする。
- (3) 工事検査職員は、工事の検査にあたって、特記仕様書に明記された環境配慮措置について工事実施状況の検査を行うものとする。

第4. 環境配慮事項

県が行う公共事業の計画設計および工事施工に際し、以下の事項について環境への配慮を検討する。

1 野生生物への配慮

- (1) 多様な緑地等の保全
- (2) 多様な水辺空間の保全と修復
- (3) 多孔質な空間の形成
- (4) 野生生物の移動ルートの確保
- (5) 照明の最小化・騒音の防止

2 自然景観への配慮

- (1) 良好な自然景観の保全
- (2) 緑化等による修景

3 大気環境等への配慮

- (1) 大気環境の保全

- (2) 騒音・振動の防止
- 4 水環境等への配慮
 - (1) 水質の保全
 - (2) 河川・湖沼等の保全
 - (3) 海域の保全
 - (4) 地下水の保全
 - (5) 土壌汚染対策の推進
- 5 省資源・省エネルギーへの配慮
 - (1) 省資源・省エネルギーの推進
 - (2) 新エネルギーの導入
- 6 廃棄物の減量化とリサイクルの推進への配慮
 - (1) 廃棄物の発生抑制
 - (2) 再利用とグリーン購入の促進
 - (3) 廃棄物の適正処理の推進
- 7 歴史的・文化的環境への配慮
 - (1) 地域景観との調和
 - (2) 歴史的・文化的遺産の保全

第5. 環境配慮の実施

事業部局等の長は、決定した環境配慮措置に従い、事業を実施するものとする。

第6. 報告と評価

事業部局等の長は、事業の実施状況および実施結果について、環境配慮型公共工事検討委員会に報告するものとする。

環境配慮型公共工事検討委員会は、事業の実施状況および実施結果の報告を受けたときは、その実施内容を検証し評価するものとする。

事業部局等の長は、環境配慮型公共工事検討委員会での評価結果を尊重して、事業実施に反映するものとする。

第7. 事業内容の変更等

事業部局等の長は、別表1の事業実施中に生じた変更により、環境に及ぼす影響が大きくなるおそれがあるときは、改めて第3の規定による手続きを行うものとする。

第 8. 適用除外

法律等に基づき環境影響評価を実施する事業、災害復旧事業および災害の防止のため災害復旧事業と併せて施工することを必要とする事業、施設の維持修繕に関する事業については、計画設計段階における実施事項（第 3 の 1 の規定）は適用しない。

第 9. その他

このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に関し必要な事項については別途定める。

附則

- 1 このガイドラインは、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 このガイドライン施行前に、既に事業計画等の基本的事項が定まり、その実施が決定されているものについては、施工段階における実施事項（第 3 の 2 の規定）より適用する。
- 3 このガイドラインは、平成 17 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 4 このガイドライン改正施行前に、既に環境配慮措置を決定し、環境配慮型公共工事検討委員会に報告がなされているものについては、施工段階における実施事項（第 3 の 2 の規定）および報告と評価（第 6 の規定）より適用する。

別表1 (第2. 定義 2 対象事業)

計画設計段階

事業の種類	施設の内容および規模
1. 道路の整備	1. 国道 (県事業)、県道 イ 2車線以上かつ計画延長1 km以上の道路の整備 ロ 橋長100 m以上の橋梁および高架橋の整備 ハ 計画幅員4 m以上かつ計画延長1 km以上の自転車道の整備 2. 農道 イ 2車線以上かつ計画延長1 km以上の農道の整備 3. 林道 イ 計画延長5 km以上の林道の整備
2. 河川の整備	計画延長1 km以上の河川の整備
3. 海岸の整備	計画延長500 m以上または公有水面埋立面積が1 ha以上となる海岸施設の整備
4. ダムの整備	湛水面積が2 ha以上7.5 ha未満のダムの整備
5. 港湾および漁港の整備	公有水面埋立面積が1 ha以上となる港湾施設および漁港施設の整備
6. 砂防堰堤および治山ダムの整備	1. 堤高1.5 m以上または貯砂量50,000m ³ 以上の砂防堰堤の整備 2. 災害復旧に係るものを除く治山ダムの整備
7. 急傾斜地崩壊対策、地すべり対策および雪崩対策に係る施設の整備	1. 事業対象面積10 ha以上の急傾斜地崩壊対策施設の整備 2. 事業対象面積50 ha以上の地すべり対策および雪崩対策に係る施設の整備
8. 圃場および用排水の整備	1. 受益面積20 ha以上の圃場の整備 2. 受益面積200 ha以上の用排水施設の整備
9. 公園の整備	事業面積20 ha以上の公園の整備
10. 下水道の整備	処理能力5,000m ³ /日以上の下処理場の整備
11. 水道施設等の整備	計画給水量20,000m ³ /日以上浄水場等の整備
12. 発電施設の整備	出力2,000kw以上の発電施設の整備
13. 建築物の整備	延床面積3,000m ² 以上の建築物の整備

*その他事業部局等の長が必要と認めるもの。

別表 2 (第 2. 定義 2 対象事業)

施工段階

全ての工事 (ただし、施工計画書の提出が必要な工事)
